

令和10年度高槻市立保育所民営認定こども園化移管先法人募集要項

高槻市は、「第3次高槻市立認定こども園配置計画」に基づき、幼保連携型認定こども園として民営化する高槻市立保育所の移管を受けようとする事業者を募集します。

1 移管対象施設の概要

名称	高槻市立阿武野保育所						
所在地	高槻市宮田町2丁目34-18						
定員及び 受入数	令和8年4月1日時点						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員	6	10	12	20	21	21	90
受入数	6	12	16	20	21	21	96
敷地面積	2340.65㎡						
建物延べ面積	主である建物（園舎）：592.75㎡ 附属建物1（物置）：7.95㎡ 附属建物2（休憩所）：18.95㎡						
建物の構造	主である建物（園舎）：鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建 附属建物1（物置）：コンクリートブロック造 スレートぶき平家建 附属建物2（休憩所）：コンクリートブロック造 陸屋根平家建						
建築時期	主である建物（園舎）：昭和46年5月 附属建物1（物置）：昭和46年5月 附属建物2（休憩所）：昭和54年3月						
園庭面積	1038.32㎡						

2 移管実施日及び施設種別

移管後の施設種別	幼保連携型認定こども園
移管実施日	令和10年4月1日

3 応募資格・移管条件等

(1) 応募資格

ア. ①又は②のいずれかを満たしていること。

- ① 高槻市内において、令和8年4月1日現在で、既に3年以上認可幼稚園、認可保育所、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く）、小規模保育事業のいずれかを運営している社会福祉法第22条の規定により設立

された社会福祉法人又は私立学校法第3条の規定により設立された学校法人であること。

- ② 北摂地域（高槻市、茨木市、豊中市、吹田市、池田市、摂津市、箕面市、島本町、豊能町又は能勢町）に法人本部を置き、かつ、北摂地域において令和8年4月1日現在で、既に3年以上認可幼稚園、認可保育所、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く）のいずれかを運営している社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人又は私立学校法第3条の規定により設立された学校法人であること。

- イ. 運営及び経営内容について、良好な実績を有する法人で、社会福祉法及び児童福祉法その他関係法令、国の通知通達、条例、認可要綱等を遵守するとともに、主務官庁が実施する法人指導監査において「特に問題ない」とされており、指摘事項がある場合にも適切かつ速やかに改善がなされていること。
- ウ. 法人代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、本市の教育・保育行政をよく理解し、応募の条件を遵守する能力を有するとともに、本市の関連施策にも積極的に協力すること。

エ. 欠格事項

次に該当する法人は、選定を受けることはできない。

- ① 応募者又はその役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団等との密接関係者であるなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ② 応募者又はその役員等が暴力団、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えたと認められる場合

(2) 移管条件

移管先法人は、移管予定の保育所で実施している教育・保育内容等の継続性や別添として提供する「市立保育所の保育内容及び運営について」（別添1）「保護者からの意見等について」（別添2）の内容に配慮しつつ、子ども・子育て支援法をはじめとする関係法令等を遵守し、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に定められた、教育及び保育の基本及び目標の達成に努めなければならない。

また、その実施にあたっては、移管先法人の創意工夫した教育・保育内容の充実と質の向上を図るものとし、地域、保護者の理解を得ることが重要であることから一定の移管条件を付すものとする。

ア. 定員

- ・定員及び年齢構成について、開設時当初は2号・3号認定子どもで90名以上とする。また、1号認定子どもの定員設定については任意とする。

イ. 教育・保育時間等

・午前7時30分から午後6時30分までの時間の中で教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号・3号)認定子どもに係る保育時間を設定し、保育標準時間(2号・3号)認定子どもに対して午後6時30分から午後7時までの延長保育制度を導入する。また、ニーズがあればその前後に更に延長保育の実施を検討すること。

・2・3号認定子どもの休園日については、次のとおりとし、開設後3年間は開所時間及び休園日は変更しないこと。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③ 年末年始 12月29日から翌年1月3日

なお、1号子どもの休園日については、原則以下のとおりとし、③の具体的な日程については在園児保護者、移管先法人及び高槻市の三者による協議の場(以下「三者協議会」という。)等で協議すること。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③ 幼稚園規則第11条第1項第2号に定める休業日

夏季休業日 7月21日から8月31日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月8日まで

春季休業日 3月23日から4月9日まで

ウ. 教育保育計画の作成について

・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育課程及び指導計画を作成し、教育・保育を実施すること。

エ. 給食の提供

- ① 児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食や対応食、アレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面での質の確保が図られた給食を提供すること。
- ② 保護者負担額については、移管前の施設の対応に配慮し、計画的な食育と入所児童の保護者に対する栄養指導など積極的に推進すること。
- ③ 原則、認定こども園の全ての保育時間内において、児童全員に給食及びおやつを提供すること。
- ④ 調理は、施設内で行うこと。ただし、3歳以上の幼児に対する給食の提供については、一定の要件の下で外部搬入による食事の提供も可能とする。この場合、調理室の設置を加熱や保存等ができる調理設備(電子レンジやコンロ、冷蔵庫等)の設置に代えることができる。
- ⑤ アレルギーに配慮するとともに、離乳食・配慮食等に対応すること。特に、移管前に実施していた除去食・代替食対応については、当該児童が在籍し

ている間は継続すること。なお、移管前に在籍していた児童が保育を修了した後も、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応に努めること。

⑥ 一定の要件の下では、施設内での調理業務委託を行うことも可能とする。

オ. 特別支援教育（障がい児保育）について

・障がい児等保育のための園内支援体制を整備し、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、特別支援教育（障がい児保育）を実施すること。

・特に、移管前に保育所を利用して障がい児等配慮を要する幼児については、移管後も引続き円滑に利用できるように対応すること。

カ. 行事等について

・移管対象保育所で実施していた年間行事等（別添3）については引き続き原則として実施し、三者協議会等で協議すること。ただし、各行事の内容等については、三者協議会で保護者の理解を得たうえで変更することができる。

キ. 支援を要する児童、保護者への対応について

・支援を要する児童、保護者への対応については、子ども家庭みまもりセンターなど関係機関と連携して行うこと。

ク. 地域子育て支援について

・地域の子育て支援については、子育て相談及び地域活動等、現行の水準を下回らない形で引続き実施すること。

ケ. 費用負担について

・費用負担については、移管前に徴収していた費用（別添4）以外に負担を求めめる場合（保護者が希望する特別なサービス提供を除く。）は、当該保育所の三者協議会で協議し、原則として同意を得ること。なお、三者協議会終了後についても原則として保護者の同意を得ること。

コ. 第三者評価の受審及び結果の公表

・第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るために有効であり、給付費の加算対象事業でもあることから、移管後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審し、ホームページ等で公表するよう努めること。また、定期的受審に努めること。

サ. 事故防止及び安全対策

・在園時の事故防止のために、園児の心身の状態を踏まえつつ、学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

シ. 苦情解決処理の仕組みについて

・移管後の園の運営については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決の仕組みを整備するとともに、苦情解決責任者がその周

知と苦情内容、解決結果についての公表等に積極的に取り組むこと。

ス. 職員の配置について

① 園長

園長予定者については、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、「認定こども園の園長」「幼稚園の園長」「保育所の所長」又は園長・所長に準じた職に5年以上従事した経験のある専任の正規職員を1名配置すること。

なお、「園長・所長に準じた経験」とは、例えば、事務長や副施設長、主任の経験を指す。

② 主幹保育教諭

園長を補佐する者として、教育・保育施設における経験年数が5年以上で主幹教諭、指導教諭、主任保育士に準じた経験のある専任の正規保育教諭等を主幹保育教諭として選任すること。主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。

③ 養護教諭

主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭を置くように努めること。なお、主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭を置かない場合は、養護を担当する者（看護師又は保健師等）を定めること。

④ 保育教諭

「高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例」に定める職員配置基準に基づき配置すること。

⑤ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置すること。

※移管する保育所の嘱託医、嘱託歯科医について、移管後も委嘱を継続するように努めること。

⑥ 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は3-(2)-エを満たした上で調理員の配置は不要とする。

4 土地・建物等について

(1) 移管方法

ア. 土地

当該保育所の土地（市有地）については、不動産鑑定評価額に基づき事業用定期借地権設定契約を締結のうえ有償貸付する。なお、公正証書の作成に必要な一切の経費は移管先法人の負担とする。

貸付額
1, 6 6 0, 0 0 0 円（年額）

※貸付額は、不動産鑑定評価に基づく額とする。また、固定資産税改定年度ごとに別途定める事業用定期借地権設定契約に基づき改定を行う。

貸付にあたっては、以下の要件を付す。

- ① 賃貸借の期間は令和10年(2028年)4月1日から令和60年(2078年)2月28日までとする。
- ② 賃貸借期間満了後、建物は解体撤去を完了した状態で市へ土地の返還をするものとする。
- ③ 貸付をする土地の地下には、(別添5)のとおり、本市水道部所管の水道管が埋設されている。当該埋設管の維持管理・補修工事のために水道部が敷地に立ち入り、掘削工事を行う場合があるため、当該箇所への建物、工作物等の設置は行わないこと。
- ④ 園舎の建替え、新棟又は仮設園舎を設置する場合等、(別添5)のとおり、水道管から1.5m、防護コンクリートから0.8mの離隔を確保すること。なお、園舎の建替え、新棟又は仮設園舎を設置する場合等の工事を行う場合は、設計段階で水道部と協議を行うこと。
- ⑤ 園舎等の整備について、園舎北側の水路敷については、現状を維持すること。
- ⑥ 貸付をする土地の間の水路上に横断している通路橋についても、移管先法人において適切に管理すること。
- ⑦ 貸付をする土地には、電柱及び防災行政無線柱(災害時等に市民に対し、無線放送を行うための拡声機等を搭載したポール)が設置されている。これらについては、移管後も引き続き設置することとし、当該設備の移設又は撤去は行わないこと。
- ⑧ 貸付をする土地に関して、隠れた瑕疵について高槻市は一切の責任を負わないものとする。
- ⑨ 貸付をする土地に関して、将来建物の建替え等に伴い開発行為が生じた場合に必要となる一切の経費は移管先法人の負担とする。また、開発等に伴い、貸付した土地から道路等への所管換え等が必要となった場合において、貸付面積が変更となった場合の賃貸借料の計算方法は下記のとおりとする。

(計算方法)

賃貸借料(改定を行っている場合は改定後の賃貸借料)×(変更後の地積÷変更前の地積)※算定して得た額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

上記に掲げるもののほか、必要な要件については、別途定める事業用定期借

地権設定契約によるものとする。

イ. 建物

建物、倉庫、その他の工作物等（以下「建物等」という。）については、建物等の譲渡契約を締結し、現状有姿で無償譲渡する。なお、建物等の譲渡契約については、市議会の議決が必要なため、議決後に締結する。また、万一、議決が得られず、移管先法人に損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

建物等の譲渡にあたっては、以下の要件を付す。

- ① 将来、建物を再建築又は増改築をする場合は、事前にその旨を書面により市に申し出て、市の承諾を受けること。
- ② 耐震診断については、平成24年度に耐震一次診断を実施し、耐震判定指標値 $I_{s0}=0.8$ を大きく上回っていることを確認している。（別添6）
- ③ 保育所等吹付け仕上塗材調査業務については、建物の一部のみ実施しており、結果については（別添7）のとおり、建物の一部仕上塗材等に石綿含有が確認されている。当結果については、塗材に含まれている状態であり、工事等により壁面を破砕しない限りは、空气中に放出されるものではなく、健康被害はないが、将来、建物の解体、改修等を行う際には法令に基づき必要な手続きを実施すること。
- ④ 本市は、石綿等による建物の契約不適合責任を負わない。そのため、建物解体時に新たな内容が発覚し、追加費用が発生した場合でも、相当分の負担はしない。

ウ. 備品等の譲渡

移管する保育所で使用している備品・物品等で本市が提示するもののうち、移管先法人が希望するものについては無償譲渡する。

(2) その他移管に関する条件

- ア. 本件土地及び建物等は、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定された幼保連携型認定こども園の用に供すること。
- イ. 土地及び建物等については、別途定める事業用定期借地権設定契約及び建物等無償譲渡契約書に定める内容を遵守すること。
- ウ. 土地及び建物等については、移管先法人が善良な管理者としての注意を持って管理し、修繕、補修等については自己負担で行うこと。
- エ. 土地及び建物等については、教育・保育以外の用途に供してはならない。
- オ. 移管先法人は、本件土地及び建物等を地域住民等の生活を著しく脅かすよう

な活動の用に供してはならない。また、近隣環境を損なうと予想される用途に供してはならない。

カ. 移管後の認定こども園の入口は、現状と同様に北側の入口を利用すること。

5 移管先法人への引継ぎ

(1) 合同保育・引継保育について

民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、現行の年間行事等を含めた保育内容の継続のために、移管前に合同保育を実施し、移管後に引継保育を実施する。

なお、合同保育の実施に係る経費の一部は市が負担する予定であり、詳細については「合同保育及び引継保育について」（別添8）に定めるところによる。

ア. 合同保育

- ① 公立保育所として運営している期間において、移管先法人の職員が当該保育所の運営について学び、課題を整理し、三者協議等の合意に基づく保育の実践に備えるもの。
- ② 合同保育では移管前年から移管先法人の保育教諭等が当該園に入り保育等を行う。原則、1年間は園長予定者、主幹保育教諭予定者、移管後に配置予定の保育教諭等の計2名が移管前の市立保育所保育を実践すること。
- ③ 移管前の合同保育に参加した職員は、原則として移管後も継続して当該施設に勤務し職務に従事させること。

イ. 引継保育

- ① 引継保育では、移管後1年間を目途に、当該園に勤務していた元園長等が定期的に訪問し、引継保育に参加し、三者協議等の合意に基づく保育が行われているか等の確認を行いながら、円滑な移管につなげるもの。
- ② 元担任教諭等は、年度当初の混乱期を中心に、日々の保育について必要に応じて助言する等の支援を行う。

その他、基本的な実施手法については「合同保育及び引継保育について」（別添8）を遵守すること。

(2) 三者協議会について

移管先法人が決定後、移管後の施設運営について三者協議会を設定し、民営化に伴う様々な調整すべき事項について、三者の合意形成を図る。

ア. 移管先法人は三者協議会を主催者として開催し、運営方針、保護者負担、年間行事等についての合意形成を図る。

イ. 三者協議会の設置期間は、原則として移管後は3年間とし、三者のうち、いず

れか一者から要請があった場合に、随時、開催できるものとするほか、協議会の運営についても三者で協議するものとする。

6 その他

- (1) 移管先法人は、本市と締結する各契約事項等を誠実に履行するものとし、移管先法人が契約事項に違反し、継続しがたい行為を行なった場合又は誠実な履行がなされなかった場合には契約を解除することができる。
この場合において、移管先法人に生じた損害について、本市は賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 移管に際しては、法人において必要となる事業認可、確認等必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、移管先法人において負担すること。
- (3) 移管先法人は、移管後の運営状況等について、本市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査等の必要が生じたときは協力すること。
- (4) 移管条件として示した内容は、移管後の3年間遵守すること。ただし、三者協議会等において、保護者の同意により変更した場合はこの限りではない。
- (5) 当該期間経過後においても、内容を変更する場合は保護者の理解を得るように努めること。
- (6) 「子ども・子育て支援法」等の運用等により、本諸条件を変更する必要がある場合は、本市、移管先法人双方協議の上、その取扱いを決定することとする。

7 応募法人の選考

学識経験のある者、乳幼児に係る教育又は保育に関し知識及び経験のある者、当該保育所に在籍する乳幼児の保護者及び関係団体を代表する者で構成する「高槻市民営化認定こども園運営事業者選定委員会」が移管先法人を選定し、その結果を踏まえ高槻市長が決定する。

なお、民間移管に当たっては、土地及び建物について現状有姿のまま令和10年4月1日に移管することとしているが、移管後において、建物等の整備計画を予定している場合は、整備計画の内容も評価対象とする。

(1) 選定方法等

ア. 書類審査

- ・応募法人から提出された書類による審査を行う。

イ. 実地調査

- ・法人が現に運営する施設を実際に視察し、教育・保育の実践や取組を評価する。

ウ. 法人プレゼンテーション

- ・提出書類に加え、応募法人によるプレゼンテーションを実施し、応募動機や理念・提案について直接、聞き取りにより審査する。

エ. 総合評価

- ・書類審査、実地調査及び法人プレゼンテーションの結果を踏まえ、応募法人の中から移管先法人として最も適格な法人を選定する。

オ. 評価項目等

- ・評価項目等は（別添9）のとおり

なお、応募法人が4法人以上の場合、選定委員会は、次の手法により選考する。

- ・予備審査 書類審査により3法人まで選考
- ・本審査 予備審査後、実地調査、法人プレゼンテーションを経た総合評価を実施

8 スケジュールについて

(1) 募集スケジュールについて（予定）

ア. 募集要項等の公開

令和8年6月29日（月）

※市ホームページに掲載

イ. 現地説明会（任意）

令和8年7月13日（月）午前10時（予定）

※申込多数の場合は、別途時間を調整する場合がある。

※現地説明会への参加を希望する場合は、市ホームページの本募集要項掲載ページの申込フォームから事前に申込をすること。

参加申込期限：令和8年7月9日（木）午後5時15分

※現地確認は本説明会のみとなるため、極力参加が望ましい。

ウ. 質問受付期間

令和8年6月29日（月）～令和8年7月16日（木）

※事前質問は、市ホームページの本募集要項掲載ページの申込フォームから申請を行うこと。

エ. 質問回答予定日

令和8年7月21日（火）までに随時ホームページに掲載

オ. 応募書類等提出期間

令和8年7月27日（月）～令和8年7月31日（金）

午前9時00分～午後4時00分

※応募書類の受付は持参のみとし、事前予約制とする。提出日の前々日までに、必ず電話連絡（保育幼稚園事業課：072-674-7692）のうえ、提出

受付の事前予約をすること。

(2) 募集後から移管先法人決定までのスケジュールについて(予定)

ア. 移管先法人決定に係る書類審査 (応募が4法人以上の場合は予備審査)

令和8年9月上旬頃

イ. 移管先法人決定に係る実地調査

令和8年9月下旬頃

※当日は、マイクロバスで応募法人が運営する施設を訪問予定のため、応募法人において駐車スペースを確保すること。

ウ. 移管先法人決定に係る法人プレゼンテーション

令和8年10月上旬頃

エ. 移管先法人決定に係る本審査及び決定

令和8年10月下旬頃

オ. 移管先法人との基本協定の締結

令和9年1月頃

※いずれも土・日・祝日を除く。また上記については変更となる場合がある。

9 応募に関する留意事項

(1) 応募書類等の提出場所及び方法

高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課 (高槻市役所総合センター7階)

※提出日の前々日までに、事前に必ず電話連絡を入れて、提出の予約をすること。

(提出書類等の確認を行う。)

※郵送及びメール等での提出はできない。

(2) 提出部数等

正本1部、副本11部 (ただし、決算書・予算書一式は正本1部、副本2部) を提出すること。

※インデックスを貼付した間紙で分けし、ファイル綴じにすること。

※インデックスには「高槻市立保育所移管申込書に係る提出書類チェックシート」のNo. を記載すること。

※A4版縦を使用し、図面はA3版とし、A4版に折り込むこと。

※市が必要と認めたときは、追加・補正資料の提出を求める場合がある。

(3) 提出書類の取扱いについて

ア. 著作権について

提出された書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市は事業者の決定

(選定)に際し、選考を行うため、提出された書類及びその内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類は返却しない。

イ. 情報公開条例に基づく開示について

提出された書類は、高槻市情報公開条例に基づく公開請求の対象となる。

(4) その他留意事項

ア. 費用負担

応募に要した費用は、応募者の負担とする。

イ. 応募を無効とする場合

- ① 応募書類が提出期限に遅れて提出された場合
- ② 応募書類が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合

ウ. 応募を辞退する場合

応募受付後に辞退する場合には、辞退届出(任意様式)をすること。

エ. 関係法令、基準等の遵守

応募にあたっては、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」「児童福祉法」その他、事業に必要とされる市条例、通知等関係法令を遵守すること。